

富山大学新樹寮使用要項

平成24年6月7日制定

平成24年12月27日改正

平成28年2月19日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学学寮規則（以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、富山大学新樹寮（以下「新樹寮」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(遵守義務)

第2条 寮生は、新樹寮が共同生活の場であることを認識し、この要項の定めるところにより富山大学生として節度ある行動を取らなければならない。

(エリア分け)

第3条 新樹寮において、管理棟及び福利棟を共通エリア、居住棟のA棟、B棟及びC棟を男子エリア、D棟及びE棟を女子エリアとする。

2 寮生は、居住棟、管理棟及び福利棟以外には立ち入ってはならない。

3 外来者との面談は、管理棟を利用すること。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、緊急時、災害時及び寮長が認めた場合は、この限りでない。

(迷惑行為等の禁止)

第4条 寮生は、規則を遵守し、他の寮生又は近隣住民に迷惑のかかる次の行為を行ってはならない。

- ① 銃刀法や薬物関連法等、法令等に反する物（銃器、刀剣類、麻薬、覚せい剤等）又は爆発性、発火性を有する危険物、放射性物質等の製造又は保管。
- ② 新樹寮の建物、設備及び備品を腐食又は毀損させる恐れのある液体等の使用又は保管。
- ③ 他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器の視聴、楽器演奏。
- ④ 暴力組織への加入及び関係者の出入り。
- ⑤ 政治的・宗教的な活動団体等の勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催。
- ⑥ 無限連鎖講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀秩序を乱す行為。
- ⑦ 居住棟における石油ストーブ、カセットコンロ、その他火気の使用。
- ⑧ 犬、猫その他小動物・魚等のペットの飼育。
- ⑨ 管理棟、福利棟、各棟の玄関、階段、廊下、ラウンジ等寮生が出入りする部分（以下「共有スペース」という。）への物品等の放置。
- ⑩ ビラ・パンフレット等の無許可での印刷物の配布及び掲示。
- ⑪ 新樹寮指定場所以外での喫煙。
- ⑫ 新樹寮内で飲酒等により大声をあげるなどの騒音行為。
- ⑬ 暴力行為及び賭博行為。
- ⑭ 新樹寮の建物・設備・寮室内の改造行為。
- ⑮ 入棟カード（学生証）の他人への貸与又は譲渡。
- ⑯ その他、寮生及び近隣に迷惑がかかると寮長が判断する行為。

(管理義務)

第5条 寮生は、次の事項を遵守する義務を負う。

- ① 寮生は自室の清掃を行い、害虫、悪臭などが発生しないよう清潔に保つとともに整理整頓を心掛けること。特に、ユニットバス内のトイレ・浴室部分は定期的に清掃を行うこと。
- ② 防火避難訓練、清掃など大学が主催する行事には必ず参加すること。
- ③ 日常のゴミについては、種類毎に分別する、指定の収集日時・集積場所に出すなど適切に処理すること。
- ④ ゴミ収集の対象となっていないもの（タイヤ、パソコンなどの家電リサイクル品等）の処分については、各自が適切に処理すること。
- ⑤ 共有スペースは、使用した者が後片付け・清掃を行うこと。
- ⑥ 共有スペースには、私物は放置しないこと。放置した物があった場合は、移動又は廃棄する場合がある。
- ⑦ 居室及び共有スペースに設置されている家具、電化製品等の使用に際しては、丁寧に取り扱い、万一故障した場合は、速やかに管理人に報告すること。なお、寮生の故意又は重大な過失による故障については、寮生の負担で原状復帰すること。
- ⑧ 建物内は、土足厳禁とする。

(交流会及び催物等)

第6条 寮生が寮内において交流会、催物その他行事を行おうとするときは、その責任者は、開催日の2週間前までに交流会及び催物等開催申請書（様式1）を寮長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、飲酒を伴う行事の場合は、誓約書（様式2）を併せて提出しなければならない。

2 寮長は、交流会等の主催者又は参加者が諸規則に違反した行為を行ったときは、交流会等の中止又は解散を命ずることができる。

(印刷物の配布)

第7条 寮生は、寮内において新聞、パンフレットその他の印刷物を配布しようとするときは、配布希望日の2週間前までに当該印刷物1部を添付した印刷物配布申請書（様式3）を寮長に提出し、その許可を受けなければならない。

(掲示物)

第8条 寮生は、寮内において印刷物、ポスター、看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、掲示開始希望日の2週間前までに当該掲示物1部を添付した掲示物申請書（様式4）を寮長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、掲示物を寮長の指定する場所に掲示するものとし、掲示期間が終了した際には当該掲示物を速やかに撤去するものとする。

(行事、印刷物及び掲示物に係る禁止事項)

第8条の2 第6条から第8条に規定する行事、印刷物又は掲示物の内容が本学の学生としてふさわしくないものと寮長が判断した場合は、これを許可しない。

(駐輪場等)

第9条 寮生は、次の項目を遵守した上で、駐輪場に自転車、原動機付自転車又は自動二輪者（以下「自転車等」という。）を停めることができる。

- (1) 自転車等の持込みは1人1台までとする。
- (2) 自転車等を駐輪する際には必ず施錠すること。なお、自転車にあつては、防犯登録を必ず行うこ

と。

(3) 盗難、破損等があっても寮長はその責任を負わない。

(駐車場等)

第 10 条 自動車の駐車を希望する寮生は、新樹寮駐車場利用申請書（様式 5）及び次に掲げる書類の写しを寮長に提出し、その許可を受けなければならない。

- ① 運転免許証
- ② 自動車検査書（使用者が本人又は家族となっているもの。なお、使用者が家族の場合は本人との関係がわかる書類を添付すること。）
- ③ 自動車損害賠償責任保険証
- ④ 任意保険証書（自動車の運行によって他人の生命又は身体を害し、若しくは他人の財産に損害を与えたときに補償があるもの。）

(留守の届出)

第 11 条 寮生は、外泊、帰省及び旅行等（以下「外泊等」という。）で新樹寮の居室を留守にする場合は、外泊等届（様式 6）により事前に寮長に届け出なければならない。

(自室内の電球等)

第 12 条 電球、トイレットペーパーなど居室内の消耗品は、寮生がこれを負担・準備するものとする。また、寮内の設備・施設を破損・汚損した場合は、寮生が修理に要する費用を負担するものとする。

(外来者の無断立入、宿泊の禁止)

第 13 条 外来者を寮内に立ち入らせる場合は、管理棟において外来者入寮名簿に所定事項を記入し、管理人の確認を経て入寮するものとする。

- 2 外来者は、入寮の際、運転免許証などの身分証明書を管理人に提示するものとする。
- 3 外来者の 21 時から翌日 8 時までの滞在は認めない。
- 4 前項の規定にかかわらず、寮生が同姓の家族の宿泊をあらかじめ家族宿泊申請書（様式 7）により寮長に提出した場合には、宿泊を許可することができる。

(居室内への立入り)

第 14 条 寮長は、火災・地震等の災害時、事件・事故等の緊急時など必要と判断した場合は、入居者が不在であっても指名する者を居室に立ち入らせることができる。

- 2 寮長は、消防設備の点検等管理上の目的により立ち入る必要がある場合は、事前に予告して指名する者を立ち入らせることができる。

(盗難の予防)

第 15 条 寮生は、自室を離れる際には必ず施錠し、盗難防止に努めること。万一、貴重品等が紛失しても寮長はその責を負わない。

- 2 盗難その他の事件・事故の発生に気付いた時は、直ちに管理人に連絡するなど、迅速かつ適切に対処すること。

(保健衛生)

第 16 条 寮生は、日頃から体調管理には十分注意するものとし、万が一自ら対処できない事態が発生した際には、直ちに管理人に連絡すること。

- 2 各自で最小限の常備薬を用意しておくこと。
- 3 けがや病気で入院となった場合は、速やかに管理人に連絡するとともに家族又は代理人に連絡する

こと。

附 則

この要項は、平成24年6月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年12月27日から施行し、平成24年12月25日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。